

家畜共済診療点数表適用細則について

番号種別	適用細則
〔第1診療料〕	
1 再診	1 薬治の医薬品を使用している期間中は、「再診」を適用しない。 2 黒布法及びストリップ・カップ法による乳汁検査を含む。
2 往診	1 診断の結果、診療が給付外であることが明らかとなったときは、「往診」を適用しない。 2 立会診又は検案のため往診した場合は、「往診」を適用する。 3 薬治の医薬品を使用している期間中は、病状が急変、あるいは当該医薬品の薬効外の新たな病傷が発生したためにやむを得ず往診したとき、又は初診時に連日の注射薬投与が必要と診断した場合以外は「往診」を適用しない。 4 患畜を集めて診療を行ったときは、往診1回とし、最初の1頭について往診があったものとみなす。 5 出張診療を行っている場合は、その往診距離はその出張所を起点として計算する。 6 車馬若しくは船舶を利用した区間がある場合又は有料道路を利用した区間がある場合においても、これらに要した料金については増点することはできない。 7 往診が夜間又は深夜にわたった場合は、それぞれ夜間又は深夜の往診とする。 8 求診が昼間行われ、正当な理由なしに往診を夜間又は深夜に行った場合は、夜間又は深夜の割増しは行わない。 9 暴風時とは暴風警報発令中を、暴風雪時とは、暴風雪警報発令中をいう。
500メートル以内の場合	悪天候時又は険路のためやむを得ず徒歩で往診した場合及び積雪地域において積雪期に往診した場合の割増しは行わない。
500メートルを超える場合	積雪地域において積雪期に往診した場合の割増しは、患畜の所在地が積雪地域内にある場合に行い、その往診距離は診療施設を起点として計算する。
3 滞在診	1 診療のため滞在を必要とした場合に限る。 2 宅診で診療が深夜を含む6時間以上行われた場合でも適用しない。 3 入院している家畜については、適用しない。
4 立会診	1 Aなる主治医にBが立会った場合、Bについては「往診」及び「立会診」を適用し、その往診料及び立会診料はAから請求する。 2 「立会診」を適用するのは、それが必要と認められた場合に限る。 3 立会診の場合に検査、注射、処置又は手術を共同して行っても、重複して適用することはできない。

【第 2 薬治料】		
5	薬 治	1 医薬品の使用法を畜主に指示して交付した場合に適用する。 2 薬瓶、軟膏かん等の容器代（薬袋及び薬包紙を除く。）は畜主の負担とする。 3 畜主が医薬品を持ち帰る途中、又は自宅等において滅失したため再交付した場合は、畜主の負担とする。 4 薬治は2日分を標準とするが、診療の際、薬剤（注射薬を除く。）を投与しない場合は3日分を標準とする。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条（同法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき承認された用法用量による投与が3日分を超える内服薬の薬治については、当該投与期間を標準とし、当該投与期間が14日を超える内服薬の薬治については、14日分を限度とする。 5 同時に異なる薬効を目的とした2種以上の医薬品を交付した場合でも、1回の点数を適用する。
	調剤を必要とするもの	
	調剤を必要としないもの	
【第 3 文書料】		1 処方箋又はと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）第15条第2項に規定する死亡診断書若しくは死体検案書の文書料は、診断書、検案書又は指導書とは別個にこれと同点数を適用する。 2 死亡又は廃用事故の診断書及び認定書には適用しない。
6	診 断 書	
7	検 案 書	
8	指 導 書	
【第 4 検査料】		1 病傷の診療のため必要があると認められる場合にのみ適用する。 2 健康検査又は損害防止のために行った場合には適用しない。 3 診断の結果、診療が給付外であることが明らかとなったときは、診断に伴う検査料には適用しない。 4 馬伝染性貧血、ブルセラ病等治療効果を望めない疾病であることが明らかとなったときは、その後の検査には適用しない。 5 研究の目的をもって行った検査には適用しない。 6 同一検査時において同一の種別（種別欄に区分が設けられている場合は同一の区分）に含まれる検査を2種以上行った場合でも、特に規定のあるものを除き1回の点数を適用する。
9	採 血	1 診療時に2回以上採血を行った場合でも、1回に限りこの点数を適用する。
10	乳汁簡易検査	黒布法及びストリップ・カップ法による乳汁検査には適用しない。
11	乳汁ケトン体検査	

12	乳汁顕微鏡的検査	
13	乳汁理化学的検査	
14	微生物簡易検査	1 無染色、単染色（メチレンブルー、フクシン、パイファゲンチアナ紫等）、複染色（グラム染色）による顕微鏡的検査に適用する。 2 この検査と併せて微生物特殊検査を行った場合は、「微生物特殊検査」を適用する。
15	微生物特殊検査	1 芽胞染色、莢膜染色、鞭毛染色、抗酸性染色による顕微鏡的検査に適用する。 2 この検査と併せて微生物簡易検査を行った場合でも、「微生物特殊検査」を適用する。
16	薬剤感受性検査	1 細菌の種類並びに薬剤の種類及び濃度の数にかかわらず、この点数を適用する。 2 最小発育阻止濃度の測定を行った場合には、併せて細菌分離培養検査を適用する。 3 結果として菌が検出できず実施できなかった場合は、細菌分離培養検査の菌の有無のみ検査した場合を適用する。
17	細菌分離培養検査	1 細菌数の検査を行った場合でも、この点数を適用する。 2 選択培地を使用し、コロニーの性状等から簡易的な菌種同定を行った場合は、菌の有無のみ検査した場合を適用する。 3 嫌気性培養を併せて行った場合は、分房数増加にかかわらず、嫌気性培養1回の点数を適用する。
18	血液一般検査	1 血球数自動計数装置により、ヘマトクリット値、血色素量を測定した場合にも、この点数を適用する。 2 備考の2及び3は、血球数自動計数装置による測定を行った場合には適用しない。
19	血液顕微鏡的検査	
20	血液生化学的検査	
	(1) 総蛋白質量	
	アルブミン	
	Z T T	
	血中尿素窒素	
	(B U N)	
	C R E	
	血糖	
	総コレステロール	
	中性脂肪	
	リン脂質	
	遊離脂肪酸	
	血清カルシウム	
	血清マグネシウム	
	血清無機リン	
	ナトリウム	
	カリウム	
		血清膠質反応を行った場合にも、この点数を適用する。

	クロール 血清鉄 血清銅 A S T (G O T) A L T (G P T) O C T γ - G T P LDH CK ALP ビリルビン 血色素量 (2) 血清 ^{たん} 蛋白質分画 血漿 ^{しょう} フィブリノーゲン ムコ ^{たん} 蛋白 α 1 酸性 ^{たん} 糖蛋白 リボ ^{たん} 蛋白 シアル ^{さん} 酸 出血凝固時間 プロトロンビン時間 部分トロンボプラスチ ン時間 (3) フィブリン分解産物 (F D P) アポリボ ^{たん} 蛋白 アンモニア 血中乳酸 β ヒドロキシ酪酸 セレンウム LDH アイソエンザイム グルタチオン ペルオキシダーゼ ガストリン メトヘモグロビン B S P 試験 (4) ビタミンA ビタミンE β カロチン インスリン プロジェステロン 血液ガス エンドトキシン	
21	血清学的検査	酵素免疫測定法（E L I S A 法）、ポリメラーゼ連鎖反応法（P C R 法）、ラテックス凝集反応検査、血球凝集反応及び沈降反応にも、この点数を適用する。
22	寄生虫検査	検査キットによりウイルスの検査を行った場合にも、「寄生虫検査」の備考の2を適用する。

23	直腸検査	1 生体組織学的検査、卵管疎通検査、内視鏡検査（腹腔内検査に限る。）、卵巢直接注射、子宮洗浄、子宮内薬剤挿入、開腹及び卵巢割去に伴って行われる直腸検査は、それぞれの種別に含まれているから「直腸検査」は適用しない。 2 1 以外の場合において、1 診療時に 2 回以上直腸検査を行った場合でも、1 回の点数を適用する。 3 腔検査（腔鏡検査、腔内診検査）のみを行った場合は、給付の対象としない。
24	せん 穿刺検査	後頭下せん 穿刺、腰椎せん 穿刺及び尾椎せん 穿刺を行った場合は、「脊髄腔内注射」を適用する。
25	生体組織学的検査	1 生体せん 穿刺法に併せて内視鏡を用いた場合は、「内視鏡検査」を併せて適用する。 2 体表の血腫、膿瘍等の検査のためのせん のう 穿刺は、「筋肉内注射」を適用する。
26	尿検査	1 簡易診断試薬、試験紙等による尿検査にもこの点数を適用する。 2 導尿によって尿を採取したときは、「導尿」を併せて適用する。 3 尿沈渣の検査以外の尿の検査で顕微鏡的検査を行った場合にも、「尿沈渣の検査」を適用する。 4 ふん 糞便の潜血反応検査にも、この点数を適用する。
27	胃内容液検査	1 官能検査のみを行った場合は、適用しない。 2 マイクロフローラの検査は、活力、種類、数の検査とする。
28	レントゲン検査 撮影 透視	造影剤を用いて撮影した場合でも、この点数を適用する。
29	心電図検査	
30	超音波検査	1 1 診療時に 1 回に限り、この点数を適用する。 2 プローブを直腸内に挿入し超音波検査を行った場合にも、この点数を適用する。
31	くう 体腔内異物検査	
32	子宮けい 頸管粘液検査	授精及び妊娠鑑定のために行った場合には、適用しない。
33	卵管疎通検査	
34	てい 蹄病検査	
35	内視鏡検査	眼底検査を行った場合にも、この点数を適用する。
36	検案	1 検案を行った場合は、「検案」及び「検案書」を適用する。 2 農業共済組合等又は農業共済組合連合会が事故確認の目的で行った場合には適用しない。

解剖した場合	
牛・馬	6 か月未満の子牛について、解剖し検案を行った場合は、種豚を解剖し検案を行った場合の点数を適用する。
種豚	
解剖しない場合	
【第 5 注射料】	11 診療時に、同一種類の注射薬を 2 回以上に分割して行っても 1 回として計算する。 2 自家血清を注射した場合は、注射方法に従って「皮下注射」、「筋肉内注射」等を適用する。採血、血清の分離等については増点することはできない。
37 皮下注射	皮内注射を行った場合にも、この点数を適用する。
38 筋肉内注射	1 乳房基質内注射を行った場合にも、この点数を適用する。 2 体表の血腫、膿瘍等の検査のために穿刺を行った場合にも、この点数を適用する。
39 静脈内注射	気管内注射、体腔内注射、眼球結膜下注射を行った場合にも、この点数を適用する。
40 点滴注射	点滴装置とは、点滴筒及びクランプにより流量調節が可能な装置をいい、輸液ポンプに限らない。
41 関節腔内注射	
42 脊髓腔内注射	後頭下穿刺、腰椎穿刺及び尾椎穿刺を行った場合にも、この点数を適用する。
43 腰椎注射	
44 尾椎注射	
45 卵巢直接注射	1 卵巢囊肿の内容容液を穿刺吸引した場合にも、この点数を適用する。 2 卵巢直接注射に伴う腔洗浄は、この点数に含まれる。
【第 6 処置料】	
46 投薬	1 投薬の方法は、水剤投与、丸剤投与、舐剤投与の別は、問わない。 2 調剤のための費用は、この点数に含まれる。 3 1 診療時に同一種類の内服薬を 2 回以上に分割して投薬しても、1 回の点数を適用する。 4 胃洗浄に引き続き投薬を行った場合には「胃洗浄」の点数を適用する。
胃カテーテルによらない投薬	直腸内に医薬品を注挿入した場合にも、この点数を適用する。
胃カテーテルによる投薬	胃カテーテルによる胃内ガス除去のみを行った場合にも適用する。

47	洗浄	1 2 1 2 3
	眼洗浄・涙管洗浄・ 鼻腔洗浄及び腔洗 浄	1 2 3 1 2 3
	耳洗浄	耳洗浄に先立ち鼓膜切開を行った場合は、併せて「切開手術 小（20センチメートル まで） 第1回」を適用し、使用した医薬品（洗浄のために使用した医薬品を含む。） については、増点することができない。
	乳房内洗浄	
	ぼうこう 膀胱洗浄	1 2 1 2
	雌	
	雄	
48	ぼうこう 膀胱内薬剤注入	1 2 1 2
	雌	
	雄	
49	あん 罨法	1 2 1 2
50	塗布又は塗擦	1 2 1 2
	水剤	
	こう 膏剤	
51	散布	1 2 3 1 2 3
52	気管内薬剤噴霧	

53	第一胃内容液投与	胃内金属異物除去器によって胃内の金属異物を摘出した場合にも、この点数を適用する。ただし、健康検査若しくは損害防止のために行った場合は適用しない。
54	胃洗浄	胃洗浄に引き続いて投薬を行ったときは、胃洗浄の点数を適用する。この場合、使用した医薬品については、「投薬」の備考により、薬価基準表に基づいて増点することができる。
55	かん 浣腸	1 1 診療時に 2 回以上行っても、1 回の点数を適用する。 2 直腸検査に先だって行うかん浣腸は、「直腸検査」に含まれる。
56	導尿	1 尿検査のため導尿により尿を採取した場合にも、この点数を適用する。 2 1 診療時に 2 回以上行っても、1 回の点数を適用する。 3 ぼうこう膀胱洗浄に先だって行う導尿は、「ぼうこう膀胱洗浄」に含まれる。
	雌	
	雄	
57	しゃ 瀉血	1 1 診療時に 2 回以上行っても、1 回の点数を適用する。
58	子宮洗浄	1 洗浄液としてリンゲル液等を用いても、その医薬品については、増点することはできない。 2 子宮洗浄に伴うちつ腔洗浄は、この点数に含まれる。 3 治癒判定のために行う子宮洗浄にも、この点数を適用する。 4 子宮洗浄後、子宮内に医薬品を注挿入した場合、使用した医薬品については、「子宮内薬剤挿入」の備考 2 を適用する。
	牛	
	馬	
	種豚	
59	子宮内薬剤挿入	1 子宮洗浄を行わずに医薬品を子宮内に注挿入した場合とする。 2 子宮洗浄の後、薬剤を注挿入した場合は、「子宮洗浄」の点数を適用する。
60	胎盤停滞処置	1 停滞予防のために使用したホルモン剤については、増点することはできない。 2 同時に行う産道の損傷に対する処置を含む。 3 カテーテルにより悪露排液を行った場合にも、適用する。
	牛・種豚	胎盤停滞処置直後に子宮洗浄を行った場合は、「子宮洗浄」を適用する。
	馬	子宮洗浄のために使用した洗浄液については、リンゲル液等の医薬品を用いても、増点することはできない。
61	理学的治療	

62	乳房内薬剤注入	1 分房数による増点を行わない。 2 1 診療時に 2 種以上の医薬品を注入し、又は 1 医薬品を 2 回以上に分注した場合においても 1 回の点数を適用する。
63	ちょう 吊起	起立困難な牛馬を治療のため獣医師が起立補助用具を用いて起立させた場合に適用する。
64	外傷治療	1 局所に対する化膿 ^{のう} 防止剤、局所麻酔剤等の注射、洗浄、塗布、塗擦等は増点することはできない。 2 外傷の大きさは創面の長径とする。 3 化膿 ^{のう} により全身症状を呈し、その治療のために行う注射は、増点することができる。 4 乳頭損傷が皮膚に局限している場合は、この点数を適用する。
	小（20センチメートルまで）	
	第 1 回	
	第 2 回以後	
	大（20センチメートルを超えるもの）	
	第 1 回	
	第 2 回以後	
65	第四胃変位簡易整復	患畜を獣医師が回転させて治療した場合とし、1 診療経過中 1 回に限り適用する。
66	てい 蹄病処置	1 踏創の治療にも、この点数を適用する。 2 ギプス包帯を用いた場合の増点は、石膏 ^{こう} ギプス包帯又はプラスチックギプス包帯のいずれを用いても、この点数を適用する（以下同じ。）。
	第 1 回	
	第 2 回以後	
67	その他の外科的処置	1 乱刺の場合、乱刺を行う局所の数による増点を行わない。 2 乳頭腫（乳嘴 ^し 腫）であって治療を要する場合、これを切除したときは、この点数を適用する。 3 臍 ^{さい} ヘルニア簡易固定を行った場合にも、この点数を適用する。
68	鎮静術	1 鎮静術の全過程についての点数とする。 2 麻酔術に先だって行う鎮静術は、「麻酔術」に含まれる。
69	そ 蘇生術	

【第 7 指導料】		
70	指導	1 指導を行った場合は、「指導」及び「指導書」を適用する。 2 第 2 診以後 1 回に限り適用する。
【第 8 手術料】		
頭 部 手 術		
71	円鋸術 きょ	1 後治療には、切開手術及び蹄病手術ていを除き「その他の外科的処置」の点数を適用する。 2 手術と同時に行う併発疾病に対する薬治、検査、注射及び処置は手術の点数には含まれない。
72	眼科手術	1 1 眼についての点数とする。 2 同時に行う鞣法あんを含む。
73	整歯	1 整歯によって生じた創傷に対する処置を含む。 2 整歯（鑪整ろ及び短切）は 6 ヲ月に 1 回に限り適用する。 3 齒缺きょうによって短切した後、齒鑪ろを用いて鑪整ろしたときは、「短切」の点数を適用する。
鑪整 ろ		
牛・種豚		
馬		
短切		
牛・種豚		
馬		
74	抜歯	1 抜歯によって生じた創傷に対する処置を含む。
牛・種豚		
馬		
贅齒 ぜい 、乳臼齒		
裂齒、永久臼齒		
75	鼻鏡断裂手術	
頸 部 手 術 けい		
76	気管切開	

77	食道異物除去	1 異物の摘出、推送又は細挫のいずれで行った場合でも、この点数を適用する。 2 切開手術を行って異物を摘出した場合は、「食道切開」を適用する。 3 同時に行うカテーテルによる胃内ガス除去を含む。
78	食道切開	
79	齧 ^{さく} 癖矯正術	
	胸 腹 部 手 術	
80	穿 ^{せん} 胸	
81	穿 ^{せん} 胃	腹水除去にも、この点数を適用する。
82	第四胃変位簡易整復手術	
83	開胸	
	牛・馬	
	種豚	
84	開腹	帝王切開は胎子の生死にかかわらず、この点数を適用する。
	牛・馬	
	帝王切開	
	腸管手術	開腹により直腸 ^{ちつろう} 腔瘻整復手術を行った場合にも、この点数を適用する。
	第一胃切開	同時に行う第三胃及び第四胃の食滞の温湯噴流による治療処置を含む。
	第三胃、第四胃切開	
	第四胃変位整復手術	
	その他の開腹	1 同時に行う剥離、切除等の処置を含む。 2 牛又は馬の病的卵巢を摘出した場合にも、この点数を適用する。
	種豚	
	(帝王切開)	
85	穿 ^{せん} 腸	1 ^{ぼうこうせん} 膀胱穿刺を行った場合にも、この点数を適用する。 2 発酵防止剤の投与については、増点することができない。
86	ヘルニア整復	

87	摘出手術	1 2 去勢（潜在精巢の摘出を含む。）は、病傷事故に該当しないから適用しない。 同時に左右の睪丸を摘出した場合も、1回の点数を適用する。
88	膣脱整復	
89	膣脱整復手術	ボタン法、観血法等による膣壁固定手術以外の方法によって膣脱整復を行った場合は、「膣脱整復」を適用する。
	縫合法	
	観血法	1 2 直腸膣瘻整復手術にも、この点数を適用する。 開腹により直腸膣瘻整復手術を行った場合には、「開腹 牛・馬 腸管手術」を適用する。
90	子宮脱整復	1 2 子宮脱整復の全過程についての点数とする。ただし、整復に先立って起立困難な牛馬を獣医師が起立補助器具を用いて起立させた場合は、この限りでない。 洗浄、消毒及び収斂のために使用する医薬品を含む。
91	直腸脱整復	1 2 直腸脱整復の全過程についての点数とする。 子牛の肛門形成術を行った場合には、観血法の点数を適用する。
	縫合法	
	観血法	
	牛・馬	
	種豚	
92	難産介助	1 2 3 4 5 難産とは、通常足胞現出後（足胞が現出しない場合、第一破水後）2時間を経過しても娩出のない場合とする。 難産の場合において、胎子（死亡胎子を含む。）を引き出した場合又は胎子の失位を整復して娩出させた場合に限り適用する。ただし、胎子の引き出し又は娩出ができない場合であっても、予後不良となり、死亡又は廃用事故に該当した場合には適用する。 正常分娩及び子宮捻転を整復した場合における分娩監視、介助は病傷事故に該当しないから、適用の対象とはならない。 同時に行う産道の損傷（損傷が腹腔に達するものは除く。）に対する処置を含む。 用手法によりミイラ変性胎子を摘出した場合にも、この点数を適用し、同時に子宮洗浄を行った場合には、「子宮洗浄」の点数を適用する。
	牛・馬	
	種豚	

93	子宮捻転整復	1 胎児の^{べん}娩出ができない場合であって、予後不良となり、死亡又は廃用事故に該当した場合にも適用する。 2 子宮捻転の方向及び捻転の度合いは問わない。 3 胎児が死亡している場合の子宮捻転整復及び死亡胎児の娩出を含む。 4 同時に行う産道の損傷に対する処置を含む。
	胎児の回転法	
	母体の回転法	
94	乳房切開手術	乳頭以外の部分について切開手術を行った場合とする。
95	乳頭 ^{さく} 狭窄手術	
96	乳頭手術	1 手術が乳頭の部分に限られる場合とする。 2 乳頭の損傷が皮膚に局限している場合の手術は、「外傷治療」を適用する。
97	^{ぼうこう} 膀胱手術	雌牛 ^{ぼうこう} 膀胱腫瘍診断治療器により、 ^{ぼうこう} 膀胱内腫瘍の ^{らく} 焼烙手術を行った場合にも、この点数を適用する。
98	尿道切開手術	
	四 肢 手 術	
99	骨折整復	1 骨折部位の固定のため要した材料の種類及び数量のいかんにかかわらず、この点数を適用する。 2 骨折にともなう外傷の治療処置を含む。 3 ギプスの除去は、1 診療経過中 1 肢につき 1 回に限り適用する。
	観血整復術	ギプス包帯又はトーマススプリントを用いた場合の増点は、それぞれ 1 診療経過中 1 肢につき 1 回に限るものとする。
	非観血整復術	第 2 診以降において固定材料を全部更新したときには、その都度この点数を適用することができる。
	創外固定術	
100	ナックル整復	1 ギプス包帯を用いた場合の増点は、1 診療経過中 1 肢につき 2 回に限るものとする。 2 ギプスの除去は、1 診療経過中 1 肢につき 2 回に限り適用する。
101	脱臼整復	脱臼整復のため要した材料の種類及び数量のいかんにかかわらず、この点数を適用する。
102	^{しつ} 膝蓋関節脱臼整復手術	

103	蹄病手術	1 蹄病手術以外の蹄病に対する処置及び蹄病手術の後治療には、「蹄病処置」を適用する。 2 蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合の増点は、1 診療経過中 1 肢につき 1 回に限るものとする。 3 ギプスの除去は、1 診療経過中 1 肢につき 1 回に限り適用する。
	その他の手術	
104	切開手術	1 使用した医薬品については、増点することはできない。 2 大きさは、患部の直径とする。
	小（20センチメートルまで）	
	第 1 回	
	第 2 回以後	
	大（20センチメートルを超えるもの）	
	第 1 回	
	第 2 回以後	
105	麻酔術	1 手術で全身麻酔を必要とした場合に限り適用する。 2 麻酔術に先だって行う鎮静術を含む。
106	焼烙	1 点状焼烙、線状焼烙、穿刺焼烙のうち 2 種以上行った場合にも、1 回の点数を適用する。 2 焼烙の部位、箇所数又は焼烙面の大小のいかんにかかわらず 1 回の点数を適用する。 3 処置及び手術の一部として行う焼烙は、それぞれの中に含まれるから、「焼烙」を適用しない。
	【第 9 入院料】	
107	入院	
	牛・馬	
	種豚	